

イギリス労働党の“第三の道”における“経済統治”論 — “partnership economy” —

吉瀬 征輔

公共性とは、多義的で、論争的で、イデオロギー性を免れない概念である。近代政治は自由・平等の個人の存在と彼らの合意による社会運営を前提に成立しているが故に、万人の、あるいは多数者の利益=公共性をめぐる争いとして展開されることになる。各党派は公共性の名のもとに自らの主張を正当化し、他党派のそれを弾劾しつつ、国家運営の主導権を争う。このように公共性をめぐる争いは近代政治の本質に起因しているが、それが現実の政治において中心的争点となるには、特別の条件が必要である。従来の統治が標榜してきた公共性に対して根本的な疑念が投げかけられる事態、つまり統治の正統性の危機がそれである。

1970年代に入って以降、公共性をめぐる議論が高まった背景には、先進資本主義国における戦後体制の動搖、解体といった事態があった。すなわち、いわゆる“市場の失敗”に国家介入の強化で対処するというのが戦後政治の基調であったが、“国家の失敗”という新たな事態に直面した。国権主義的な社会主義はいうに及ばず、ケインズ主義的福祉国家の行詰りが明らかとなり、国家活動の有効性への疑念が広がった。その結果、1970年代後半、“大きな国家”批判と市場活力の回復を主張する政治勢力が台頭し、1980年代の先進国政治を主導する事態となった。しかし十余年に及ぶ統治によっても、直面していた課題を解決できないことが明らかとなり、さらなる転換が求められ、今日に至っている。

そしてその過程での議論で、国家による公共性の独占が否定されるとともに、従来の論争の焦点であった、‘国家か、市場か’といった対立軸そのものが疑問視されるようになった。

本稿は、ブレアらが唱道する第三の道における経済統治 economic governance 論を、中間諸団体の新たな位置づけに焦点を当ててデッサンしようとするものである。公共空間を公と私との関係構造と捉え、私が公に働きかける媒体としてのアソーシエイションに対して、國家がいかなる関係を取り結ぼうとしているかを示すことによって、第三の道における統治

理論の特徴を浮き彫りにできると考えるからである。

“第三の道”における〈社会主義の再定義〉

その路線破綻が白日の下に曝された1979年の“不満の冬”以降、労働党社会主義の再検討は、多くの時間と曲折を伴って続けられてきた。当初、国民的支持が得られない基本政策の幾つかの修正、あるいは破棄が争点となつたが⁽¹⁾、総選挙での敗北が積み重ねられるにつれて再検討の対象は拡大し、議論は徹底され、社会主義の基本原理そのものにまで踏み込むことになった。そしてそれを集約したのが、1995年の臨時党大会における綱領第4条の改定であった。その内容を一言でいえば、活力ある市場経済を前提にして社会主義的価値を追求するというのであった。資本主義に代わる経済システムの導入という、旧来の基本目標は明確に破棄され、社会主義は資本主義経済と共存するものとされるに至つたのである。

ブレアは1997年に政権復帰を果たした頃から、新しい路線を新自由主義でも旧来の社会民主主義でもないという意味で“第三の道”と称するようになった。そして否定形ではなく、肯定形で提示すべきだという党内外からの要請に応えるべく、1998年に『第三の道—新しい世紀の新しい政治』を著した。その中で、統治理論問題の核心にある国家活動の在り方について、以下のように述べている。

「教条主義的左翼が20世紀に犯した重大な過ちは、国家が市民社会に取つて代わることができ、それによって自由の拡大が可能だとする信念であった。ニューライトは他方向の極端に舵を切り替え、「自由のために」国家活動の核心部分の全面的な解体を主張している。本当は多数者のための強力な国家活動が求められている(のに)。進歩派政治の核心にあるのは、条件を整備する力として国家を用いつつ、有効に機能しているコミュニティやボランティア組織を大切にし、新しい課題に対処するために、それらの成長を促し、必要な場合にはそれらとパートナーシップを組もうとする考え方である。」⁽²⁾

国家を「条件を整備する力」an enabling forceとして用いるというのは、国家と市場の二者択一を求める従来の議論の不毛性を認め、両者の有機的結合が計られねばならないとする、ニューレイバーが1990年代初めに到達した「条件整備型国家」an enabling state論の主張である。市場経済

の欠陥を是正する過程で成立した“大きな国家”は、問題解決能力を失っているのみか、新たな問題を引き起こしているが故に、それ自体を改革の対象にしなければならない。しかし他方、市場経済は、それに対する諸規制を撤廃すれば公共目的に合致した展開が結果がもたらされるものではない。その順調な展開を支える条件には、市場の外からしか提供されないものがあるからだ。かくして国家の役割は“船を漕ぐことよりも、舵を取ることだ”として、長期的、戦略的な課題の取組みが重視され、さらに短期的、戦術的な課題では、社会諸団体との新たな関係の構築が必要だとされるに至ったのである。

“ステイクホールダー” 資本主義論

ところでブレアらが新しい党綱領第四条として結実することになる社会主義の再定義をすすめていたとき、ニューレイバー系のエコノミスト、ハットン W.Hutton が、こうした社会主義の運営システムとして、ステイクホールダー資本主義 stakeholder capitalism の構想を提起していた。社会主義的価値を追求する際に市場経済を前提にするとしても、それが有する否定的作用は看過できない。ケインズ主義的介入による市場コントロールが有効でなくなっていることをあわせて考えるならば、新たな手段が求められている。ハットンの回答は、何らかの「持ち分」stake の所有を資格要件にして、運営への参加を権利として認める、「利益当事者参加」型社会 a stakeholder society であった。

「現代左翼が最優先すべき目標は、社会、経済関係への(全国民の)包摂 inclusion であるとするのが、ステイクホールダー論の基本的発想である。社会内包摂は(対象者が)社会構成員であることを前提にしている。……そして構成員は、権利とともに義務を有している。それ故、ステイクホールダー社会やステイクホールダー経済は、経済的、社会的、政治的な包摂概念の周囲に築かれるところの、権利と義務の相互性の上に成立することになる。こうした原則を自由市場型資本主義に適用し、それによって何の束縛もない市場活動に制限を課そうするのがステイクホールダー資本主義である。」⁽³⁾

因みに social exclusion / inclusion 概念は、サッチャー主義的統治の下

で進行した富と貧困の二極化やコミュニティ解体の危機が重大視される中で普及し、やがてそれは新しい社会運営を表現する基礎的概念とされるに至った。たとえば高名な社会学者ダーレンドルフが自由民主党の委嘱をうけて作成した「富の創造と社会的一体化」委員会の報告書に、こう書かれている。「社会外排除こそが、経済新時代が与えてくれるチャンスに伴う最大のリスクである。相当数の人々がまずは労働市場で足場を失い、その帰結としてコミュニティでの社会的、政治的参加の機会を失う」⁽⁴⁾と。それ故、社会内包摂の方策が重要となるというのである。またブレアの思想的指導者とされるギデンズは、第三の道を理論化する際、「新しい統治では、平等を社会内包摂、不平等を社会外排除と規定する」⁽⁵⁾として、旧来の社会民主主義の中核概念であった平等をこれに置き換えた。所得再配分による平等化が経済の活力を奪っており、福祉国家が自立・自助への支援システムとして機能し得なくなっているとする認識と、各人の努力が報われるメリットクラシー的な社会運営への肯定的評価とが、そうした主張の背後にあった。

それはともかく、この種の著作としては異例のベストセラーとなったハットンの『我々の国家』で展開されたステイクホールダー論が説得力を得たのは、イギリス資本主義の構造的弱点とされたものを、自由市場型資本主義の自己矛盾として説明した点にあった。すなわち生産や研究開発への過少投資、金融資本の高い利潤率への渴望と過度の安全第一主義、その帰結としての長期的視野を欠いた企業経営などは、個々の企業側からいえば、市場競争への合理的対応に他ならなかった。それ故、サッチャー主義的統治下ですすめられた経済自由化は、こうした弱点を是正するどころか拡大することになった。つまり、ある種の公的介入なしには、総体としての合理的運営は確保し得ないのである。以上のような見地から、金融資本、労使関係、福祉国家、マクロ経済管理、政治制度の五つの分野での改革が必要だとし、こうした改革によってステイクホールダー社会が築かれるという論理であった⁽⁶⁾。馴染みのない用語が使用されているけれども、要するにそれは、ミシェル・アルベールの「ライン型資本主義」⁽⁷⁾モデルからヒントを得た、社会民主主義的な構造改革論に他ならなかった。

実はブレアも一時期、このステイクホールダー概念に依拠して“めざすべき社会”像を描こうとしていた。1996年1月のシンガポールでの演説を皮切りに、「ニューレイバーはイギリス国民の共感が得られるビジョンを

有している。・・・すべての人が経済の中にステイクを持つべきだというものである」⁽⁸⁾とし、経済、社会、政治の分野でのステイクホールダー構想を打ち上げた。それらは総選挙を前に、『新しいイギリスー若々しい国家に関する私のビジョン』として出版された。この頃ハットンは、そうしたブレアに強い期待感を表明していた。「ブレア氏は、それが持っているラディカルな意味のすべてを含めてステイクホールダー概念を選択した。・・・彼やニューレイバーの政策綱領を構成している項目は、私が整理した五群とぴったり照応している」⁽⁹⁾と。しかし間もなく、ブレアはこの言葉を使用しなくなる。実は当初から、彼はハットンとは異なる意味でこれを使用していたのが、上記の演説で示されていた。

すなわち、ハットンがステイクホールダー関係を自由市場型資本主義に対するコントロール手段として意義づけしていたのに対して、ブレアはイギリス経済の再生と繁栄に不可欠な、信頼と協調関係の構築手段と考えていた。

「信頼とは、協同して働き、それによってすべての人が利益を得られるという、共通目標の承認を意味する。すべての人に機会を与え、そこでの昇進はメリットによって決められ、いかなる集団や階級も差別、排除されないとするのがステイクホールダー経済である。中道左派政治の長年の約束であり、現代世界においても適切であり、社会の一体化や活力ある社会の構築を正当化する根拠はここにある。」⁽¹⁰⁾

両者とも労使の敵対的な関係を解消してパートナーシップを確立すべきだとしていたが、そのコンテキストは明らかに異なっていた。ハットンは株主優先の企業統治の是正を課題とし、会社法の改正や労働者の経営参加を求めていた。ブレアはパートナーシップを法律によって強制するのは不可能であり、この国の企业文化を変えていく問題だと捉えていた。

「信頼と参加の・・・関係は、企業内にも適用される。成功する会社は投資を(活発に)行なうとともに、その従業員を公正に処遇し、生産資源としてではなく、創造的革新の源として評価すべきである。イギリスでの企業統治に関する議論は、まだ初步的段階にある。・・・信頼と長期的な約束にそった会社の行動を法律によって強制はできない。しかしながら、会社が・・・資本市場に対応した存在から、従業員がステイクを有し、また会社の責任がより明確に示さ

れているコミュニティ、あるいはパートナーシップのビジョンに向けて、いかにして企業エーストスにおける強調点を変えていくかを検討すべき時期がきているのは確かである。」⁽¹⁰⁾

「官・民提携方式」Public / Private Partnership(PPP)

さて1992年総選挙での敗北後、国家による経済活動を見直す過程で、すでに公共事業での民間資金の活用が検討されていた。当時、影の内閣の主要幹部であったブラウン、クック、プレスコットらが、産業基盤への投資の財源確保を論議する討議資料を作成していた⁽¹¹⁾。

しかし、公共事業のみならず、福祉、教育といった公共サービスを加え、財源確保のみならずその経営に民間的手法を導入する方式として、官民パートナーシップ(PPP)が提起されたのは党綱領第四条の改定後であった。この構想を中心的に推進したのが、ニューレイバー系のシンクタンク公共政策研究所(IPPR)であった。そして IPPR が主催した一連のセミナーの成果をまとめた、「官民提携方式—欲得づくの結婚か、永続する約束か」⁽¹²⁾が刊行され、ここに盛られた構想がブレア政権によって具体化されることになる。

著者の一人グランド Le Grand は、1992年総選挙後、党路線の見直しが進行する過程でいち早く市場型社会主義の採用を主張した人物である。この著書の中でも、「長年、旧来型の公的供給の失敗を分析し、(社会政策における疑似市場といった) 市場志向アプローチを検討してきた」と、その自負を語っている。三人の著者たちは、再定義された社会主義を追求する公営企業形態として、この PPP を提案していた。財政事情が厳しいからとか、保守党政権下で実施されたものを継承せざるを得ないといった、消極的な理由からではなかった。

「国家が(公的企業から)手を引こうとしているのではない。その役割を変えようとしているのである。公的部門のほとんどの分野で、国家は提供者 provider ではなくなり、基本的には規制者 regulator、あるいは購入者 purchaser になるのである。ますます多くの公共サービスが民間の提供者によって、あるいは独立、半独立の非営利団体によって提供されるようになる。こうした組織は公費によって運営されるか、公的規制下に置かれるか、あるいはその両者である。換

言すれば、公的部門の活動を特徴づけてきた国家独占の供給者が、PPPに置き換えられるのである。」⁽²⁾

つまり公的所有の独占的事業体は、競争の欠如、生産者利益の優先、不当な政治介入、慢性的な投資不足などの故に、多様化し、高品質のサービスを求めるユーザーの要求に応えることができなくなっている。そこで事業活動を機能の点から、提供、購入、規制の三者に区分し、サービス、価格、効率性、あるいは地域的配置といった観点から、最適の事業体にそれらを委ね、有機的に関連づけようというのである。

その際、PPPには四つのタイプがあるという。第一は民間企業が公的規制を受けながらサービスを供給し、消費者がそのサービスを選択的に購入する私鉄型。第二は民間企業が供給し、国や地方自治体がそれを購入する外部委託型。この二つは、すでに広く行なわれてきた。第三は民間が資金を投じて新たな事業体を立ち上げ、そこから利潤を得ながら経営し、一定期間(たとえば30年)後に所有権を公的機関に移す、「民間資金イニシアティブ」Private Financial Initiative (PFI)である。このメリットは、必要性が高くても財政的制約で着手できない、あるいは経営見通しに懸念があるので外部委託方式では引き受け手が見つからない分野で、事業を起こすことができる点にある。第四は、福祉や教育の分野で、一定の規制下で民間参入を許し、そこに形成された疑似市場の下でサービスを提供するタイプである。これが保守党政権による民営化と決定的に異なるのは、依然、圧倒的多数の病院や学校が公有下に置かれている点にある。厳密な意味ではPPPではないけれども、独自の経営を認められた民間事業体が公営のそれと競争関係に入ることによって、PPPと同様の効果が期待できる⁽²⁾。

公共政策研究所は1999年にPPPに関する研究会を設立し、個々の分野でその政策化を進めていった。2000年、このシンクタンクが発行する経済専門誌 New Economy は、その成果を特集しているが、同委員会事務局長のケリー G.Kelley は、PPP構想が労働党内の議論をリードする状態になっていることを以下のように述べていた。

「労働党が綱領第四条の書き替えという歴史的な歩みを踏み出してから5年が経過し、厄介な所有権問題を処理しようとする動きが政治課題として明確に設定されるに至っている。しかしその議論での表現は明らかに変化している。今や産業政策の手段としての民営化、あるいは公有化のメリットよりも、公共サービスにおけるPPP

の役割に焦点が当てられている。」⁽¹³⁾

ブレア政権で大蔵省首席補佐官の任にあり、PPP の具体化に直接に携わっている、スマス A.Smith は、これが第三の道の改革綱領の要の位置を占めているとして、以下のように述べている。

「右翼のドグマは・・・民間部門がサービスを所有し、かつ提供すべきだと主張し、旧型左翼はこうしたサービスのすべては政府の責任だと主張してきた。現政権のアプローチは両者をともに否定し、(その事業体を)誰が所有しているかでも、いかなる目的をもっているかでもなく、(実際に)何をしているかで評価されるべきだ(と考えている)。」⁽¹⁴⁾

つまり、多様で、高品質のサービス要求に応えるためには、規制者としての国家の下で、民間企業の消費者志向の経営手法の導入が欠かせないのであり、PPP がそのシステムだというのである。

“ボランタリー・セクター”の新たな位置づけ

ところで、いわゆる条件整備型国家論の下での社会運営におけるボランタリー活動に重要性を指摘した同じ論文において、ブレアはそれが市民社会の活性化に資するものとして以下のように述べている。

「かつてオールド・レフトは、基本的には国家が市民社会を包摂すべきだと主張した。ニュー・ライトは、国家が社会的義務から撤収すれば、市民活動が自動的にその隙間を埋めてくれるものと考えている。第三の道は、社会領域における政府の限界を認めるが、その限界内において、ボランティア部門との新しいパートナーシップを築く必要性を認める。教育、保健、社会事業、犯罪防止、児童保育のいずれであれ、“条件整備型”政府は、市民社会を弱体化するのではなく、それを強化し、家庭やコミュニティそれ自体の機能向上を援助する。ボランティア活動、学校運営、人材の要請と斡旋、公衆衛生、これらすべてが国家とボランティア部門と個人の共同作業を示している。ニュー・レイバーの役割は、こうしたパートナーシップを広げ、その質を高めることにある。」⁽¹⁵⁾

ニューレイバー系理論誌 *Renewal* の副編集長ゴス S.Goss は、国家と市民社会の関係を見直す際、そのようなブレアの見解を受けるかのように、

ボランティア活動の意義を以下のような歴史的なコンテクストで理解していた。すなわち、十九世紀において苛酷な生活を強いられた労働者たちは、互助会、共済組合、生活協同組合、そして労働組合といった階級組織を結成して、まだ文明化されていなかった資本主義の災難から共同して身を守ろうとした。福祉国家は、こうした自発的な団体主義を公的な生活保障システムとして継承することによって成立した。ところが福祉国家の限界性が問われるようになった1960年代以降、ボランタリー活動は再び活発化した。今日では、福祉や教育のみならず、諸マイノリティの権利擁護から国際的な様々な援助といった分野において数万の組織が活動をするに至っている。それらは、ただ単に福祉国家を補完する役割を果たしているだけではない。もともと公的活動が不得意とする分野、その事業活動の有効性を試す必要がある分野、必要ではあっても、まだ十分な社会的合意が得られていない分野などにおいて活発に活動し、第三のセクターを成す程に成長を遂げている。そして、すでに中央、地方の公的機関と多様な協力関係を築きつつあるというのである。

「ボランタリー・セクターは、相互扶助に基づけられた新しい社会関係を築いていく上で、重要なパートナーとして歓迎することができる。しかし国家がそれに命令しようしたり、その活動をあるパターンに押し込めようとして、財政的コントロールを加えたりすれば、良い結果はもたらされない。(現在、こうした活動は)・・・ユーザーと(サービス)提供者の間、ユーザーが管理するサービス、対等な関係の下でのインフラ整備、活動の目的のみならず、手段におけるコミュニティによる選択・・・コミュニティが運営する都市再生プロジェクトといった方向に進んでいるように見受けられる。」⁽¹⁶⁾

国家が様々なボランタリー組織との間で多様なパートナーシップを組むことによって、社会運営への市民の主体的参加を促すべきだとする主張は、“活発な市民社会”論や社会運営を支える社会資本の重要性、あるいはデモクラシーの *democratisation* 論につながっているが、それはともかく、以上のようなボランタリーセクターの新たな意義づけは、先の PPP 構想と同様、第三の道の統治理論の重要な構成要素とされている。

「ポスト・ベバリッジのレイバーリズム(旧来の左派の主張)は、公的給付に代わる措置に対して懐疑的であった。“一つの国民”型保守主義は(従来の方式に)安住してきた。サッチャー主義は国家を基

本的な役割から撤収させ、サービスの提供よりも、その購入に専念するように命じたことによって、この第三セクターのための(活動)空間を作り出したけれども、より広範な社会福祉のための積極的な国家戦略を欠いていた。規制者とされる国家の出現は、民間セクターと第三セクターの双方のために、劇的に拡大された空間を作り出した。しかし同時に、現在の規定をはるかに越える、明確な法的な枠組みと、第三セクターの側での質の高い対応能力 accountability が求められている。」⁽¹⁷⁾

ニューレイバーが1990年代初め、「大きな国家」への反省の上に構想した条件整備型国家論は、規制者としての国家が他のセクター間でのパートナーシップを組織し、運営するものとして具体化されつつある。

「社会企業」を加えたパートナーシップ・システム

さらに新しい事業主体としての「社会起業家の勃興」という現象に注意が喚起される。

「社会起業家 social enterprise、あるいは市民起業家 civic entrepreneur たちは、ボランタリーコミュニティ部門の最も活動的な部分である。公的部門の傍らで民間部門から援助を受けつつ革新的な事業を先導している。彼らは課題に対処するために新しい手段を求め、盛んに民間的手法を用いている。公的部門や市場では満たされない社会的要求に応えるべく、未活用の資源を利用することによって全く新しいサービスを創出している。」⁽¹⁸⁾

ブレアと関係の深いシンクタンク、デモス Demos で活動し、先のゴスと共に著があるリードビーター C.Leadbeater は、そうした動きの中に、利潤ではなく、ある社会目的の実現のために設立され、運営される、新しい企業モデルの誕生を見ている。そしてサービスの受け手の側の自立性への意欲を喚起することなしには成果が上がらない。たとえば貧困地域でのコミュニティ再生事業において、これが有効だとしている。福祉国家が自立・自助への支援システムとして機能し得なくなっているが故に、いわゆるセイフティー・ネット型からトランポリン型、「手渡し」 hand out 型から「手助け」 hand up 型への再編成が必要だとする、ニューレイバーと共に認識に立ち、すでに社会内包摂のための事業において採用されつつあった。

以上のようにみると、活力ある市場経済を前提にして社会主義的価値を追求するという、ニューレイバーの課題設定が、ただ単に状況に応じて有効な政策を考案するプラグマティズムの域を越えて、新たなシステムの構築に向かいつつあることが看取できる。自助と相互扶助の集団主義的追求という原理を体現しているボランタリー組織、その最も活動的な部分とされる社会企業をも組み込んだ経済システムによって、市場経済を基盤にしつつもその弱点の克服に当たるという、アポリアともいべき難問に応えようとする試みである。こうした理論的課題に関心を抱いているウォスター A.Wastal は、“社会化しつつある資本主義” *socialising capitalism* と捉え、そのシステムを以下のように描いている。

すなわち、その経済システムは、政府部门、民間部門、ボランタリーパートナーのパートナーシップを基本とし、三者と重なり合う部分を有する社会企業部門が加わる。その際、社会企業が、三者の活動の不十分さ、弱点、あるいは失敗を基盤に誕生しており、今日、急速に成長しつつある点が重要なのである。三者とは、独立して被用者所有の会社となるか、三者と多様な関係を取り結びながら活動するか。いずれにせよ、官と民、営利と非営利、救済活動と自助活動といった旧来の区別、あるいは障壁を乗り越えて、社会目的を追求できる新しいシステムが形成されつつある。経済効率性と社会的公正の両立化や、社会外に排除された人々の社会内統合という中道左派が重視している課題は、こうしたシステムを通じて対応させるべきだというのである。

「資本主義の社会化とは、ただ単に EU が発する指令や企業責任を強制することではない。マクロのレベルでは国際諸機構の改革を、ミクロのレベルでは社会問題や環境問題に対処する企業の強力な育成を含んでいる。・・・(労働党政権)第二期の課題で決定的に重要なのは、ただ市場の失敗への対処だけではなく、異なる社会ビジョンの追求である。サッチャー派の民営化や個人主義という呪文とは対称的に、社会企業は、協調、コミュニティの関与 *community involvement*、社会環境に対する責任といった価値の鼓舞を援助することができる。」⁽¹⁹⁾

結局、社会企業の活動を配置した「パートナーシップ経済」*partnership economy* は大枠では西ドイツの社会的市場経済のカテゴリーに分類できよう。但し後者では、社会的公正に合致した市場経済の展開に不可欠な非

市場的要素は、文字通り、市場の外から提供されるものであったのに対して、ここでは市場システムの中にサブ・システムとして組み込まれている。

ブレア・プロジェクトにおける“労働組合の位置”

さて、これもまた1992年総選挙の敗北後、労働組合主導の党運営体制を改める必要が認識され、党大会での議決、党首、副党首の選出、そして選挙区党での公認候補者の選定で、加盟組合の発言権を大幅に削減する措置がとられた。ブレアはスミス前党首のイニシアティブで断行された、こうした機構改革をさらに推し進めるとともに、運動路線上での党・組合関係についても抜本的な見直しに乗り出した。総選挙を前にした1996年党大会において、「雇用者、従業員のいずれも優遇せず、公正に処遇するだろう。いまや労働党政権はイギリス国民以外の誰の政治運動体 political arm でもない。・・・過去は忘れよ」⁽²⁰⁾と述べている。つまり労働運動の政治運動体としての労働党は議会を中心に、その産業運動体 industrial arm としての労働組合は職場を中心に活動し、国民の圧倒的多数を占める労働者階級の要求の実現を期すという、労働者階級中軸論を前提とする運動路線を修正するというのである。それは党名変更を必要とする程の、労働党の基本的性格の修正を意味していた。

ブレア政権は、1998年、過去四半世紀において労働者の権利に関わる最も包括的な法改正案とされる労使関係法の改革に着手した。この時に示した白書には、この国では初めてとなる最低賃金制の導入をはじめ、労働者の不当解雇に対する制限、組合活動を理由とする差別の禁止、育児休暇などの“家族に優しい政策” family-friendly policy、さらには互恵と信頼を基調とした労使間でのパートナーシップの確立といった、確かに労働者の権利拡大のための措置が盛り込まれていた。しかし組合側が強く期待していたサッチャー政権による組合活動の規制策の撤廃、あるいは是正は含まれていなかった。そもそもこの改革のねらいは、その冒頭に書かれているように、「イギリスの繁栄を促し、その成果の社会への還元を可能にする」ためであり、「こうした繁栄をもたらすためには、イギリスは国内外の市場において競争力をつけなければならない」⁽²¹⁾とする立場からであった。ブレア自身がその序文で述べているように、活力ある企業や市場を基盤に成立する、活力ある経済を育成する産業戦略のための環境整備と位置づけ

イギリス労働党の“第三の道”における“経済統治”論－“partnership economy”－

ていた。それ故、組合運動の強化や支援策ではなく、むしろ過去の行き過ぎの是正を求めていた。

「元には戻らないであろう。(ストライキ)投票なしのストライキ、大衆ピケット、クローズドショップ、第二次ピケットなどの時代は終わっている。そして公平性という、イギリス市民の基本的な規範にそった職場運営をはからなければならない」「従業員は、誰でも組合加入を自由に決定すべきである。しかし同時に、加入しない自由も持つべきである」としていた。そしてさらに「我々の提案が実現した後でも、イギリスは世界の主要国のいずれよりも、規制が最も緩やかな労働市場を有しているだろう」⁴²とまで付言されていた。

いうまでもなく労働組合は任意組織として、他組織と同様、その構成員の要求実現のために組織的に活動する権利を有している。かつてはこうした活動は、市場経済の欠陥や限界性に起因する様々な社会問題に対処する有効な手段だとされてきた。この国では、労働組合が労働党を創設し、その活動を支え、両者の緊密な提携によって福祉国家体制を築いたという実績がある。ところがニューレイバーが主張するように、活力ある市場経済を前提にした社会運営ということになると、この国で最大、最強の、この組織が有する市場規制力と効率的な経済運営との調整が課題とならざるを得ない。1970、80年代の労使紛争の反省を踏まえて提案された労使間のパートナーシップは、まさにこうした調整システムとしての機能が期待されていた。

90年代中頃までに、労働党は TUC と共に、パートナーシップを基軸にした社会的市場のヨーロッパ・モデルを受け入れた。その際、ブレアは「我々はヨーロッパ社会モデルをもてはやすのではなく、それを改善する必要がある」として、雇用関係での柔軟性 *flexibility* の欠如を指摘していた。他方、組合側は、ブレアは柔軟性の負担を専ら労働者に押しつけようとしているとして、それに反発した。

TUCにおいてニューレイバーラインに照応する「新しい組合主義」New Unionism の採択でイニシアティブをとった書記長モンクス J.Monks は、2001年総選挙を前にして、ブレア政権に対する苛立ちを抑えることができなかった。

「『その目的は、最低基準によって支えられた、公正にして柔軟な労働市場の確保』だとするのが、政府一流の表現である。しかし、

後知恵で加えられた公正を口実にして柔軟性に圧倒的な比重が置かれるように再解釈されている。(労働組合の)法的承認の手続きはよろしい。しかし(職場での)投票で、どうしてそんなに高いハードルを設けるのか。最低賃金(制の導入)はよろしい。しかし、最低賃金委員会で雇用者たちも支持した勧告を、どうして拒否するのか。社会憲章(の批准)はよろしい。しかし、EUの社会政策、特に50人以上を雇用するすべての企業での情報公開と、協議に関する命令に対して、何故、熱意を欠いているのか。こうしたことのすべてが・・・労働組合は厄介な親族老人だとする意識と結びついて、労働党政権に対する組合員の不満感を搔き立てているのだ。」⁽²³⁾

本稿の冒頭での引用で明らかなように、ブレア・プロジェクトにおいてボランタリー組織は極めて重要な役割が与えられている。しかし労働組合は、その推進主体には位置づけられていない。第三の道を説明した例のパンフレットで、労働組合への言及が全くないのが象徴的である。

注

- (1) 吉瀬征輔『英国労働党－社会民主主義を越えて』1997、窓社。
- (2) T.Blair, *The Third Way-New Politics for the New Century*, 1998, p.1.
- (3) W.Hutton, 'An Overview of Stakeholder', in *Stakeholder Capitalism*, ed. by G.Kelly, D.kelly & A.Gamble, 1997, p.8.
- (4) R.Dahrendorf et al., *Report on Wealth Creation and Social Cohesion in a Free Society*, 1995, p.15
- (5) A.Giddens, *The Third Way,The Renewal of Social Democracy*, 1998, p.102.
- (6) W.Hutton, *The State We're In*, 1994.
- (7) M.Albert, *Capitalism against Capitalism*, 1992.
- (8) T.Blair's speech in the Assembly Rooms, Derby, 18 Jan. 1996, in *New Britain, my vision of a young country*, New Statesman,special edition, 1996.
- (9) W.Hutton, in *ibid.*, p.8
- (10) T.Blair's speech to the Singapore Business Community, 8 Jan., 1996, in *ibid.* p. 58, 61.
- (11) A.Smith MP, 'Delivering better public service, PPP as a means to an end', in *New Economy*, 2000, p.129.
- (12) D.Corry, J.Le Grand & R.Radcliff, *Public / Private Partnership, a marriage of convenience or a permanent commitment ?*, 1997, p.2, 3, 9~10, 13~14.

イギリス労働党の“第三の道”における“経済統治”論－“partnership economy”－

- (13) G.Kelly, 'Providing Public Service, How great a role for PPPs?', in *New Economy*, 2000, p. 132.
- (14) A.Smith MP, *ibid.*, p. 128.
- (15) T.Blair, *The Third Way, New Politics for the New Century*, Fabian Tract, p. 4.
- (16) Sue Goss, 'Redrawing the boundary between state and civil society : the role of the voluntary sector', in *Renewal*, vol. 4, no. 2, May, 1999, p. 45~50, 52.
- (17) Ian Hargreaves, *A Step beyond Norris Dancing : the Third Sector Revival*.
- (18) C.Leadbear, *The Rise of the Social Entrepreneur*, 1997, p.
- (19) A.Westall, 'Socialising capitalism', in *Renewal*, vol. 9, 2/3, 2001, p. 51, 58.
- (20) Blair's speech at Party Conference, 1996, in *The Return of Labour, A Turning Point in the British Politics ?*, p. 134.
- (21) Department of Trade and Industry, *Fairness at Work*, 1998, p. 7, 3.
- (22) T.Blair, A Modern Britain in a Modern Europe, speech at the Annual Friends of Nieuwspoort Dinner, the Hague, 20 Jan., 1998, in *The Return of Labour, A Turning Point in the British Politics ?*, p. 139
- (23) J.Monks, 'Trade Unions and the second term', in *Renewal*, vol. 8, no. 3 (Summer, 2000), p. 21.

(本稿は、平成14~16年度・科学研究費の支給を受けた、「近代イギリスにおける『公共圏』、中間団体、権力」の中間報告として提出する論文の邦文版である。)